

供述調書

平成九年七月二一日付

(氏名等略)

〔右の者に対する傷害、暴行、殺人、殺人未遂被疑事件につき、平成九年七月二一日兵庫須磨警察署において、本職は、あらかじめ被疑者にたいし自己の意志に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。〕

一 前回に続いて話します。

前回話したように、僕は平成九年二月一〇日に、何の理由もなく、またきっかけもない女の子ふたりのそれぞれの頭をショックハンマーで殴り付けたことから、僕は、到底越えることが出来ないと思っていた一線を越えたのです。

越えることの出来ない一線というのは、人の道ということです。

その人の道を踏み外したことから、僕にとっても理性とか良心というものの大半をその時落としてしまいました。

それからというもの、一旦人の道を踏み外したら、後は何をやっても構わないと思うようになり、人の死を理解して、僕のものにしたいという、僕の欲望を抑えることが出来なくなってしまいました。

そのため、僕は、僕の欲望を満たすためには、どの様なことをすればいいのかと、暇があればいつも考えていたのです。

そして、前回話したように、僕は、僕の欲望を満たすための手始めとして、まず人間がどれ程の攻撃で、どの程度のダメージを受けるものなのかということを実験することにしました。

あくまでも、実験ですので、僕が攻撃を加えた相手の人間が、死ぬか生きるかということには考えていませんでした。

二 それでは、平成九年三月一六日に、神戸市須磨区竜ヶ台で、一人の女の子を鉄のハンマーで殴り、その直後頃に、もう一人の女の子を龍馬のナイフで刺した件について話します。

僕が、人間がどの程度の攻撃で、どの程度のダメージを受けるかという実験を具体的に実行しようと考えたのが、三月一五日かあるいは当日の三月一六日のどちらかでした。

実験する対象については、勿論、僕が傷付いたりしてはいけないので、僕に反撃出来ない人間であること、また、逃げられたり、誰かに助けを求められても困ることから、逃げ出したりしないような人間でなければならないと思いました。

実行する場所は、当然、人気のないところにしようと考えたのです。

この様に考えた僕は、三月一六日の昼前後頃、自宅を出ました。

自宅を出る時には、僕が持っていた

龍馬のナイフ

と

鉄のハンマー

を持って行きました。

この時点では、まだ相手の人間に攻撃を加える凶器を龍馬のナイフにするか、鉄のハンマーにするか決めていなかったからです。

とにかく、人間を殴った場合に、人間がどの程度のダメージを受けるかということと、人間を刺した場合にどうなるかという実験をしようと思っていたからでした。

問 君は、二月一〇日の日には、ショックハンマーを使って、見知らぬ女の子二人の頭を殴ったということだが、何故三月一六日の日には、そのショックハンマーではなく、鉄のハンマーを使用しようと考えたのか。

答 それは、ショックハンマーで女の子を殴りましたが、殴った時の威力が分かっていたので、この時は、鉄のハンマーを持って行くことにしたのです。

その鉄のハンマーは、龍馬のナイフと同じ様に、確か、僕が小学校六年生頃にLから万引きしていたものでした。

僕は、当時、四、五人の友達と一緒に、よくLに行って万引きしていましたが、友達には遊び半分で万引きしていたかも知れませんが、僕は、僕の欲しいもの、すなわち僕が魅力を感じていた

かなづち

ナイフ

斧

鉈

鎌

等を万引きしたのです。

同 君が興味を持っているものは、何にも人を殺したり凶器となり得るものだが、それらは君が知りたいと欲望していた「人間の死」と関係しているのか。

答 関係ありませんね。

好きだから好きなんです。

同 君が、三月一六日に持って行った鉄のハンマーとショックハンマーとはどう違うのか。

答 鉄のハンマーは、頭の部分が鋼鉄であるのに対し、ショックハンマーはゴムだと思えます。

また、鉄のハンマーの方がショックハンマーと比べれば重いのです。

同 君は、先程鉄のハンマーを持って行った理由について、ショックハンマーの威力は一応分かったので、今度は鉄のハンマーを持って行くことにしたと話しているが、ショックハンマーの威力については、どう分かっていたのか。

答 威力があるかないかは別として、さほど大きなダメージは受けないものだと思っていました。

ハンマー

三 僕は、籠馬のナイフで刺したり、あるいは鉄のハンマーで殴って、人間がどの程度壊れるものか実験しようと思ったので、その鉄のハンマーはズボンのベルトのところに斜めに差しました。

一方、籠馬のナイフは、ズボンのベルトのところに差したのか、ズボンのポケットに入れたのかは、はっきり覚えていません。

その日の服装は、下はジーパンでしたが、上着はトレーナーだったかあるいはジャンパーを着ていたと思います。

この様にして、僕は、籠馬のナイフと鉄のハンマーを持って、僕がいつも使っていたグレーのママチャリに乗って、家を出ました。

行き先は、別に決めていませんでしたが、とにかく自宅がある××（編注・町名）から離れた場所で実験をしようと思っていました。

同 何故、××（同前）から離れなければならないのか。

答 僕の家近くでは、直感的に具合が悪いと思ったからであり、それ以上の説明は出来ません。

家を出た僕は、××（同前）から離れながら竜が台の方へと自転車を走らせましたが、最初から竜が台へ行こうと思って自転車を走らせた訳ではなかったので、竜が台に行くまでの間も適当な人間がいなかろうかを探しながら、色々な道を走りました。

そのため、竜が台までどの様な道順を通って行ったかまでは、はっきり思い出せません。

四 そして、僕は、竜が台の団地のあるところの方へ通じる階段がある場所までやって来ました。その時、団地の中なら適当な人間、すなわち僕に反撃出来ない上に、上手く逃れることも出来ない人間を見付けることが出来るのではないかと思いました。

そこで、僕は、その団地の中に登って行く階段の下に自転車を停めました。

これから先のことは、今検事さんから竜が台小学校付近の住宅地図を渡されたので、その地図にボールペンで書き込みながら話します。

〔この時本職は、被疑少年が任意に作成し、提出した「竜が台小学校付近の住宅地図」を受け取り、資料一として、本調査末尾に添付することとした。〕

僕が自転車を停めたところは、地図に赤のボールペンで

①

と書き込みました。

階段の下に自転車を停めた僕は、歩いて団地の方に通じる階段を登って行くと、公園がありました。

公園まで行った道順については、地図に赤のボールペンで矢印を書き込みました。

なお、書いた道順は二通りですが、そのどちらかの道順を通ったのです。

また、僕が行った公園についても、地図に赤のボールペンで 公園 と書きました。

その公園の中に入って行くと、公園には、八角形位のジャングルジムみたいなものがあったのを覚えています。

僕が覚えているジャングルジムみたいなものについては、今図面を書きましたので、

提出します。

〔この時本職は、被疑少年が任意に作成し、提出した図面を受け取り、資料二として、本調査末尾に添付することとした。〕

今描いたようなジャングルジムみたいなものがありました。

ただ、僕は刑事さんには鉄製と話していますが、もしかしたら縄だったかもしれません。

五 そのジャングルジムみたいなもので遊んでいる小学生くらいの女の子が一人いました。

この女の子以外は、公園の中にいる人はいませんでした。

この女の子を見た時、僕は、僕が攻撃を実行する実験材料に適当な人間だと思いました。

瞬間的に、この女の子ならば僕に反撃したり、逃げ出したりしないだろうと分析したのです。

そこで、僕は、この女の子に近付き

こころ辺に手を洗う場所はありませんか。

と敬語を使って話しました。

すると、この女の子は

学校にならありますよ。

と返事したのです。

僕は、女の子に対し

案内してくれますか。

と言いました。

それは、僕自身、この公園は実験の場所としては相応しくないと直観的に判断し、とにかく周囲からの死角になる場所へ連れて行こうと考えたからでした。

僕が、この様に言うと、女の子は

いいですよ。

と返事しました。

先程の地図に、学校まで案内して貰う道順を赤のボールペンで書きました。

女の子が先に歩き、僕はその女の子の後ろから歩いて行きました。

道を歩いて行くと、地図に

②

と書いたところまで来ましたが、その場所は、道路の側に木が生えていて、周囲からの死角になっている場所でした。

僕は、ここで女の子に対する実験をやろうと決めました。

僕は、女の子の後ろから歩いていたので、女の子を立ち止まらせようと思い、女の子に対し、

お礼を言いたいのでこちらを向いて下さい。

と言いました。

すると、僕と女の子は正面で向かい合う形になりました。

僕は、女の子の後からついて行っている時、この女の子を籠馬のナイフで突き刺すか、鉄のハンマーで頭を殴るかどちらかにしようかと迷いながらついて行っていました。

ところが、女の子が僕の方を向いた時には、思わず鉄のハンマーの方へ手が行ったので、僕は鉄のハンマーで女の子の頭を殴り付けることにしました。

僕は、ズボンのベルトのところに差し込んでいた鉄のハンマーの柄の部分を手ですくい上げるようにして取り出し、その鉄のハンマーを右手に持ったまま、その右手が丁度僕の右耳付近にくる位まで鉄のハンマーを振り上げて、力を込めて女の子の頭を殴り付けました。

女の子は、僕が鉄のハンマーを取り出した時

キャー

という悲鳴を上げましたが、僕は、それにも構わず殴り付けたのです。

女の子の頭を目掛けて殴ったことは間違いありませんが、具体的に頭のどの部分かまでははっきり覚えていません。

頭を殴り付けた瞬間、鈍い音がして、手応えがありました。

その後、立て続けに一回か二回、女の子の頭を目掛けて、更に鉄のハンマーで殴り付けました。

僕も興奮していたので、一回殴りつけた後、更に殴り付けた時に、女の子がどのような状態だったかまでは覚えていません。

しかし、直接鉄のハンマーが女の子の頭に当たったことは、手応えで分かりました。

この様にして、女の子を殴り付けた後、僕は、今来た道を公園の方まで戻りましたが、その後、最初公園まで来た道を帰ったのか、あるいはそのまま公園前の道を北へと帰ったのかまでは、はっきり覚えていません。

そして、最初に僕が停めていた自転車のところまで戻りました。

この時は、鉄のハンマーを試したので、籠馬のナイフはこの次の機会にしようと思いました。

同 鉄のハンマーの威力はどうだったのか。

答 この時は、分かりませんねえ。

後で新聞を見れば、その結果が分かると思いました。

六 先程書いた地図の①のところに停めている自転車まで戻った僕は、そのまま家に帰ろうと思いました。

自転車を走らせて行った状況は、先程の地図に青のボールペンで書き込みました。

なお、走った場所は大きな道の右側の歩道を走って行ったのです。

同 君は、女の子を鉄のハンマーで殴り付けた後、自転車のところまで戻り、その後自転車を走らせたが、その途中で、小さな男の子を見付けて、後をつけたということがあったのか。

答 その点は、今では記憶していません。

同 君が書いたノートの中のメモの内、「平成九年三月一六日付のメモ」を見ると、その記載があるが、その点はどうか。

答 そのノートのことは、後で話しますが、僕は、三月一六日に、僕がやった実験の状況について、僕が信じているバモイドオキ神に報告するという形式で、事実をそのままノートに記載しました。

従って、そのノートに記載があれば、今でこそ記憶はないものの、男の子を見付けて後をつけたのは真実だと思います。

僕は、大きな道路の右端の歩道を家に帰ろうと思って、自転車を走らせていましたが、地図に青のボールペンで

③

と書いた付近まで来た時、道路の反対側の歩道を一人で僕が進んでいる方向とは反対方

向に向かって歩いて来ている小学生くらいの女の子が目に入りました。

その小学生くらいの女の子が歩いていた場所については、先程の地図に青のボールペンで

④

と書きました。

その時、僕は、咄嗟に龍馬のナイフの実験をしていなかったことから、この女の子に龍馬のナイフを突き刺して実験しようと思いました。

そこで、僕は、すぐに道路の右側を走っていたのを道路の左側の歩道の方へ道路を横断して走り、丁度女の子が歩いている歩道の女の子の後ろ付近に自転車を止めました。

その場所が、地図には青のボールペンで

⑤

と書きました。

僕が、自転車を止めた場所は、丁度公園へ通じる道の近くでした。

七 自転車を止めた後、僕は歩道を歩いている女の子を刺すために、歩道の横の公園を抜けて、先回りして、すれ違いざまに女の子を刺そうと思いました。

そこで、僕は、地図に書いたように公園の中を走り、女の子が歩いて行っている歩道へと出ました。

公園の中を走っている時に、僕は、ズボンのベルトのところに隠していたのか、あるいはポケットの中に入れていたのかまでは、はっきり覚えていませんが、龍馬のナイフを取り出しました。

そして、鞘から刃の部分を抜き出して、鞘はベルトの部分に挟んだか、あるいはポケットの中に入れました。

僕は、右手に龍馬のナイフの刃の部分の柄を持ち、刃先が僕の身体の方に向くようにして、上着の袖口の中に隠し持ちました。

そして、僕は、女の子が歩いて向かっている方向から女の子の方へ、同じ歩道上を歩いて近付いて行きました。

その後、確か、図面に青のボールペンで

⑥

と書いた付近だったと思いますが、その付近で、僕は女の子とすれ違う直前に、右手の

袖口に隠し持っていた龍馬のナイフを右手で取り出し、すれ違う瞬間に、僕は、その女の子の腹を目掛けて、龍馬のナイフを一回突き刺しました。

僕は、龍馬のナイフは、いつも触っていて、扱い慣れていました。

そして、龍馬のナイフの切れ味は良く知っていたのです。

龍馬のナイフは、先端部分が尖って細くなっている上、刃の裏側が丸く削られているので、切れ味はものすごく鋭いのです。

それで、余力を入れなくてもスッと身体の中に刺さり込んでしまいます。

実際、僕は、猫を龍馬のナイフで刺したことがありましたが、それ程力を入れなくても十分差し込むことが出来ました。

僕は、すれ違う瞬間に女の子の腹を目掛けて、龍馬のナイフを順手に持って一回突き刺しましたが、スッと女の子の身体の中に龍馬のナイフの刃が入っていく感覚を感じました。

そして、僕は、そのまま女の子とすれ違い、同じ歩道上を自転車を置いている場所まで行き、自転車に乗って、そのまま家へと帰りました。

バモイドオキ神

八 家に帰った後でしたが、サイレンの音がかなり聞こえていたのを覚えています。

僕は、疲れていたもので、家に帰るとそのまま僕の部屋で夜まで寝てしまいました。

その日の夜、目が覚めた僕は、実験ノートを作ろうと思いました。

僕は、別の機会で話しているように

バモイドオキ神

という神の存在を信じているのですが、その「バモイドオキ神」とこの三月一六日の事件とは、一切関係ありません。

しかし、僕は、「人の死を理解して、僕のものにする」ための実験だといって、女の子を殴ったり、刺したりしたのですが、心のどこかには、そんなことをしてはいけないという気持ちもあったのです。

それなのに、何故、女の子を殴ったり、刺したりしたのかという理由付けが欲しくなりました。

そこで、僕は、僕が信じている「バモイドオキ神」と「僕がやった行為」とを結び付

けようと考えた訳なのです。

そのため、僕は、その日の夜、僕のノートに、僕がイメージしている「バモイドオキ神」の絵を描いたり、更には、この日僕がやった行為を正直に記載し、それを「ボモイドオキ神」に報告するという日記兼実験ノートを作成しました。

従って、そのノートに記載されている通りのことを、僕は実際に行っていたのです。

〔この時本職は、平成九年六月二八日付、司法警察員押収にかかる「ノート」一冊を示し、その内、「表紙の裏の絵」、「平成九年三月一六日付のメモ」、「平成九年三月一七日付のメモ」、「平成九年三月二十七日付のメモ」及び「平成九年五月八日付けのメモ」の各写しを作成し、資料三ないし資料七として、それぞれ本調書末尾に添付することとした。〕

H 9 . 3 . 1 6

愛する「バモイドオキ神」様へ

今日人間の「こわれやすさ」をたしかめるための「聖なる実験」を行いました。その記念としてこの日記をつけることを決めたのです。

実験の内容は、まず公園に一人であそんでいた女の子に話しかけ、「こちらへんに手を洗う場所はありませんか?」と聞き、「学校にならありますよ」と答えたので案内してもらうことになりました。2人で歩いている時、ぼくはあらかじめ用意していたハンマーかナイフかどちらかで実験を行うか迷っていましたが、最終的にはハンマーでやることに決め、ナイフはこの次にためそうと思ったのです。しばらく歩くと、ぼくは「お礼を言いたいのだからこちらを向いて下さい」と言いました。そして女の子がこちらを向いたしゅん間、ぼくはハンマーを取り出し、女の子は悲鳴をあげました。女の子の頭めがけて力いっぱいハンマーをふりおろし、ゴキッという音が聞こえました。2, 3回なぐったと思いますが、興奮していてよくおぼえていません。そのまま、階だんの下に止めておいた自転車に乗り、走り出しました。走っていると中、またまた小さな男の子を見つけ、あとをつけましたが団地の中に入りこみ、見失ってしまいました。仕方なくもと来た道を自転車で進んでいると中、またまたまた女の子が道を歩いているのが

に見えました。その女の子が歩いている道の少し後ろの方に自転車を止め、公園を違って先回りし、道から歩いてくる女の子を通りすがりに今度はナイフをつかってさしました。まるでねん土のようにズボズボとナイフが挿れりこんでいきました。女の子をさした後にその後ろの方に止めておいた自転車で乗り、家に向かって走り出しました。家に帰りつくと、急きゆう車やパトカーのサイレンの音がりひびき、とてもうるさかったです。ひどくつかれていたようなので、そのまま夜までねむりました。今回の「聖なる実験」がうまくいったことを、バモイドオキ神さまに感しゃします。

H 9 . 3 . 1 7

愛する「バモイドオキ神」様へ

今日の朝新聞を読むと、昨日の「聖なる実験」の事がのっていたのでおどろきました。内容を読んでみると、どうやらあの2人の女の子は死んでいなかったようです。ハンマーでなくった女の子の方は、意識不明の重体で入院し、ナイフでさした方の女の子は軽いけがですんだそうです。人間というのは壊れやすいのか壊れにくいのか分からなかったけど、今回の実験で意外とがんじょうだということを知りました。

H 9 . 3 . 2 3

愛する「バモイドオキ神」様へ

今日の朝目が覚め、階段をおりて下に行くと、母が「かわいそうに、通り魔におそわれた子がなくなったそうよ」と言いました。新聞を読んでみると、死因は頭部の強打による頭蓋骨の陥没だったそうです。頭をハンマーでなくった方は死に、お中をさした方は順調に回復していったそうです。人間というのは壊れやすいのか壊れにくいのか分からなくなってきました。容疑も傷害から殺人と殺人未遂に変わりましたが、以前として捕まる気配はありません。目撃された不審人物もぼくとはかけはなれています。これというのも全てバモイドオキ神様のおかげです。これからもどうかぼくをお守り下さい。

H 9 . 5 . 8

愛する「バモイドオキ神」様へ

バモイドオキ神さま、ぼくは今現在14歳です。もうそろそろ聖名をいただくための聖なる儀式、「アングリ」を行う決意をせねばありません。ぼくなり「アングリ」についてよく考えてみました。その結果、「アングリ」を遂行する第一段階として、学校を休む事を決めました。いきなり休んではあやまれるので、まず自分なりに筋書を考えてみました。その筋書きとはこうです。

(編注・以上資料四、五、六、七を挿入)

良心と理性

今示された「ノート」が、先程話した僕が書いた日記兼実験ノートに間違いありません。「表紙の裏の絵」は、僕がイメージしている「バモイドオキ神」の絵を描いたのです。

顔の下にマークを描いていますが、これは、「バモイドオキ神」のマークであり、キリスト教で言えば十字架と同じ意味のものです。

ただ、この絵の説明をしてくれと言われても、僕のイメージで描いたものなので、口では説明出来ません。

三月一六日のメモには、先程検事さんから聞かれたように、「一人の女の子を鉄のハンマーで殴った後に、小さな男の子を見付けて、後をつけた」ということを書いています。

そのことは、僕は忘れていましたが、この様に書いている以上、確かに僕が男の子の後をつけたことは間違いなく、当然、実験対象としようと考えて後をつけたのです。

九 翌三月一七日の日は、僕は、僕が殴ったり、刺したりした女の子がどうなったのか知りたかったので、僕の家で取っている朝日新聞を見ました。

すると、僕が鉄のハンマーで頭を殴った方の女の子は、重体で入院していることが分かりました。

また、僕が龍馬のナイフで腹を刺した方の女の子は、思ったより軽い怪我だと分かり

ました。

何れにしても、二人とも死んでいなかったのも、完全に壊れていなくて、やや壊れたということが分かりました。

ところが、その後、僕が鉄のハンマーで殴った方の女の子が死んでしまったことが分かりました。

僕の今の記憶とすれば、新聞を読んで女の子の死を知ったと思います。

この様に僕は、新聞を読んでいましたが、その新聞では、連続通り魔事件等と書いていましたが、犯人像については、僕と結び付かない様な犯人像を書いていたので、僕自身、うわべでは捕まることはないだろうと思っていました。

しかし、心の奥底には、一年も経たない内に警察に捕まるという気持ちもありました。

同 先程示した君の「ノート」の「平成九年三月二三日付のメモ」を見ると、その日にハンマーで殴った女の子が死んだことを新聞で知ったと書いているが、実際に女の子の死亡が新聞に載ったのは、三月二三日ではなくて、三月二四日なのだが、この点はどうか。

答 これは、僕自身、三月二四日の新聞を読んで、その日に書いたのですが、僕は、その日がてっきり三月二三日だと思い込んでいたので、その様な日付になっているのです。

一〇 この様に、僕は「人の死を理解して、自分のものにする」ための順序として、まず、「どの程度の攻撃で、どの程度のダメージを与えることが出来るか」という実験をしました。

実験の結果は、鉄のハンマーで殴った女の子は死に、籠馬のナイフで刺した女の子は死にませんでした。

同 君は、君が殺した女の子に対して、どんな感情を持っているのか。

答 どんな感情も持っていません。

実験が終わったので、僕は、今度は実際に僕自身が死を作ることになろうと思うようになりました。

勿論、僕の心の中には、この様に思う心に対し、嫌悪感を抱く気持ちもあったのです。

今思うと、その気持ちというのが、僅かに残っていた僕の良心と理性だったと思います。

このような嫌悪感を抱く気持ちがあったことから、僕は、僕がやった行為を何とか理屈付けるために、既に別の機会で話したように、本来全く別個のものであった「バモイドオキ神」や「神の審判」あるいは「悟りのための聖なる儀式」という勝手な理屈付けを作るようになってしまいました。

先程示された僕の「ノート」の内、「平成九年五月八日付のメモ」に書いた部分は、僕が、自分の行為を理屈付けるために僕が考えた「ストーリー」なのです。

(署名・捺印)

(以下略)

参考

少年の処分決定要旨

平成九年十月一七日付神戸家裁公表

【第1】主文

少年を医療少年院に送致する。

【第2】認定した非行事実

少年は、

第1 平成九年二月十日午後四時三十五分ころ、神戸市須磨区内の路上で、小学校六年生の女兒（当時十二歳）の姿を認めるや、突然、鞆の中に持っていたショックハンマーで殴ろうと思い立ち、同女に対し、取り出したショックハンマーで、その左後頭部を一回殴打する暴行を加え、よって、同女に対し加療約一週間を要する頭部外傷の傷害を負わせた。

第2 上記日時場所において、上記同様、小学校六年生（当時十二歳）に対し、上記ハンマーでその右後頭部を一回殴打する暴行を加えた。

第3 同年三月十六日午後零時二十五分ころ、同区内の路上で、通行中の小学四年生の女兒（当時十歳）に対し、未必の殺意をもって、八角玄扇でその頭部を殴打し、よって、同月二十三日午後七時五十七分、頭蓋粉碎骨折を伴う高度の脳挫傷により死亡させ、

もって同女を殺害した。

第4 同日午後零時三十五分ころ、同区内の歩道上で、通学中の小学三年生の女児（当時九歳）に対し、未必の殺意をもって、刃体の長さが約十三センチ・メートルのくり小刀でその腹部を突き刺したが、同女に加療約十四日間を要する腹部刺創及び外傷性下大静脈損傷等の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

第5 同年五月二十四日昼過ぎころ、自宅を出て自転車で走っているとき、同区内の小学校付近の路上で、小学校六年生の男児（当時十一歳）と偶然出会い、とっさに、同児ならば、タンク山頂上付近まで連れて行き、そこで殺せると思い、同児を「向こうの山に亀がいるから、一緒に見に行こう。」と言って誘い、同日午後二時過ぎころ、タンク山頂上のケーブルテレビアンテナ基地局施設の入り口前に連れて行き、同所で、殺意をもって、後ろから右腕を同児の首に巻き、締め付けながら同児を倒し、次いで、仰向けにし、馬乗りになって手袋をした両手で首をしめた後、自分の履いている運動靴の紐を抜き、その紐で同児の首を締め、よって、即時同所において、同児を窒息により死亡させ、もって、同児を殺害した。

第6 同月二十五日午後一時ころから午後三時ころまでの間に、上記施設の中で、床下から上記男児の頸部部分を頭部と胴体部分とに切断し、同月二十七日午前一時ころから三時ころまでの間に、その頭部を中学校正門前に投棄し、もって、死体を損壊し・遺棄したものである。

性衝動とサディズム

【第3】殺意を争った非行事実

非行事実第3及び非行事実第4について、付添人はいずれも、少年の殺意を否認する。

しかし、これらの非行は、少年が凶器として、予め用意した重さ約一・五キロ・グラムの鉄のハンマー（八角玄扇）又は刃体の長さが約一三センチ・メートルにあるくり小刀を使用して、ハンマーでは頭部を殴打し、くり小刀では腹部を刺しており、いずれも攻撃を加えている箇所が人体の枢要な部位であるから、攻撃した回数がそれぞれ一回限

りであることを考えると確定的殺意までは認められないにしても、仮に死の結果が生じてもやむを得ないとの認識であったと認めざるを得ない。

【第4】少年の警官に対する供述調書等の証拠能力

証拠を検討すると、以下の取調状況を認めることができる。少年は、警察官の取調べに対して二月の事件（非行事実第1及び第2）と三月の事件（非行事実第3及び第4）については自白したが、五月の事件（非行事実第5及び第6）については、自白しなかったが、当時、警察で集めた証拠の中で、筆跡鑑定は最も証拠価値が高い位置にあったところ、科学捜査研究所が上記声明文の筆跡と少年の筆跡とが同一人の筆跡か否か判断することは困難であると判定したため、逮捕状の請求できず、任意の調べにおける自白が最後の頼りであった状況において、物的証拠はあるのかとの少年の問いに対し、物的証拠はここにある旨言って、机の上の捜査資料をばらばらとめくって、赤い字で書かれた上記声明文のカラーコピー等を見せるなどして、あたかも筆跡鑑定により、上記声明文の筆跡が少年の筆跡と一致しているかのように説明し、その結果、少年は物的証拠があるのならやむを得ないと考え、泣きながら自白したというのである。

取調官がこのように少年に説明したことは、もとより違法であり、同一取調官に対する少年の非行事実第5及び第6についての供述調書全部を、刑事訴訟規則二〇七条により本件少年保護事件の証拠から排除する。

他方、検察官は、少年に対し、「言いたくなければ言わなくてもいいのはもちろん、警察で言ったからといって、事実と違うことは言わなくてもいいよ」と明確に告げてから少年の供述を求めているから、いわゆる毒樹の果実の理論の適用はない。従って、少年の検察官に対する供述調書及びそれらの供述調書の中で触れられている証拠物については、証拠排除の理由がない。

【第5】非行時における精神状況

付添人は、少年には基本的人格の偏りがあり、その偏りは著しく、サディズム・思いやりの無さ・衝動的爆発的に行動する傾向をあわせ考えると、本件非行時、成人の刑事事件で問題となる心神衰弱の状況にあったと主張する。

鑑定人二名の共同作成の鑑定書（以下、両鑑定人の証言を含めて「共同鑑定」という。）は、少年の非行時の精神状況についての鑑定主文において、少年は、「非行時、現在

ともに顕在性の精神病状態ではなく、意識清明であり、年齢相応の知的判断能力が存在しているものと判定する。未分化な性衝動と攻撃性との結合により持続的かつ強固なサディズムがかねて成立しており、本件非行の重要な要因となった。

非行時並びに現在、離人症状、解離傾性が存在する。しかし、本件一連の非行は解離の規制に起因したのではなく、解離された人格によって実行されたものでもない。

直観像素質者であって、この顕著な特性は本件非行の成立に寄与した一因子を構成している。また、低い自己価値感情と乏しい共感能力の合理化・知性化としての『他我的否定』すなわち虚無的独我論も本件非行の遂行を容易にする一因子を構成している。

また、本件非行は、長期にわたり多種多様にしてかつ漸増的に重篤化する非行歴の連続線上にあって、その極限的到達点を構成するものである。」としている。

共同鑑定は、少年を医学的に検査並びに診察した上、心理テストの結果も踏まえ、少年に十二回にわたり同診するなどして判断したもので、その内容も十分首肯できるものであり、これと少年調査票、鑑別結果通知書等他の証拠と照らして検討すると、少年は、年齢相応の不通の知能を有し、意識も清明である。精神病ではなく、それを疑わせる症状もないのであって、心理テストの結果にも精神病を示唆する所見がないと認められる。したがって、少年が本件各非行時、付添人の主張するような性格的偏りがあるにしても、成人の刑事事件にいう心神耗弱の状況にあったとまでは言えない。

殺人妄想

【第6】少年の生育歴と非行に至る心理的背景

少年は、長男として出生し、少年の両親や家族から期待されてその後生まれた弟たちと比較して厳しく躰られて成長した。そのため、少年は、次第に、両親、とりわけ母親に対して自己の感情を素直に出さなくなっていくた。

少年が小学校五年のとき、少年らと同居していた祖母が亡くなった。祖母は、厳しい躰を受けていた少年をとときにはかばってくれ、少年は祖母の部屋に逃げ込んだりしていた。この祖母の死との繋がりは不明であるが、このころからなめくじや蛙の解剖が始まった。そして、この傾向は進み、小学校六年のころは猫を捕まえて解剖するようになった。しかし、中学一年に進学すると、部活動や両親の定めた門限などで時間的余裕がなくなり、猫を捉えて解剖することもできなくなりそのころには、少年の猫殺しの欲望が

人に対する攻撃衝動に発展していたが、現実には人を攻撃すれば罰せられるため、その後、二年近くは、殺人の空想に耽ることによって性衝動は空想の中で解消され、抑えられていた。しかし、次第に、現実には人を殺したいとの欲望が膨らんできて、少年は、学校に通ってはいたものの、学習意欲が失せ、教師に心を開かず、友達と遊ぶこともなく、タンク山で一人で遊び、自宅でも、一人で昼間からカーテンを閉めて薄暗くして過ごし、雨の日を好み、殺人妄想にさいなまれていた。このような状況にあって、少年の母親には少年の気持ちを理解することはできなくなっていた。

少年は、自分は他人と違い、異常であると落ち込み、生まれてこなければ良かった、自分の人生は無価値だと思ったが、この世は、弱肉強食の世界であり、自分が強者なら弱者を殺し、支配することができる、などという自己の殺人衝動を正当化する独善的理屈を作りあげていった。

このような心理的状況を背景に二月の非行（非行事実第1及び第2）が偶発的に行われ、次いで、三月の非行（非行事実第3及び第4）が人間の壊れやすさを試すために実行され、遂に、五月の非行（非行事実第5及び第6）に及んだ。

【第7】処遇の理由

少年は、表面上、現在でも自己の非行を正当化していて、反省の言葉を述べない。しかし、恐ろしい夢を見たり、被害者の魂が少年の中に入り込んで来たと言ったりなど、心の深層においては良心の芽生えが始まっているようにも思われる。

ただし、今後、表面上反省の言動を示し始めても、それだけで少年が改悔したと即断せず、熟練した精神科医による臨床判定（定期的面接と経過追跡）と並んで、熟練した心理判定員による定期的心理判定を活用すべきである。これらによって、少年に、表面上だけでなく、好ましい方向への根本的变化が現れつつあるかどうかを追跡し、判定の慎重を期すべきである。

少年は、自己の生を無意味であると思っており、また良心が目覚めてくれば、自己の犯した非行の重大さ・残虐性に直面し、いつでも自殺のおそれがある。

また、少年は、精神分裂病、重傷の抑うつ等の重篤な精神障害に陥る可能性もある。これらを予防しあるいは、早期に治療するためにも、熟練した精神科医がおおむね週に一度は検診する必要がある。

少年は年齢的に、人格等がなお発展途上にあるから、今後、普通の人間のような罪業

感や良心が育っていく可能性がある。また、性的嗜好も通常の方角へ発達改善される可能性がある。

そのためには、少年を、当分の間、落ち着いた、静かな、一人になれる環境に置き、最初是一对一の人間関係の中で愛情をふんだんに与える必要があり、その後徐々に複数の他者との人間関係を持たせるようにして、人との交流の中で、認知の歪みや価値観の偏りを是正し、同世代の者との共通感覚を持たせるのがよい。

また、社会的な常識や良識を持たせたり、他人の気持ちを察したり、相手の立場を配慮して、自己表現できる力を付けさせる等、現実的な対人関係調整能力を身に付けさせるためには、具体的な行動訓練により、一つ一つ教えていく必要がある。

なお、少年の両親、特に母親との関係改善も重要である。少年の処遇について、共同鑑定は、鑑定主文において、少年法上の具体的処遇についてまで言及はしないが、次のように述べている。

「この少年は、本件一連の非行が予後の厳しさを示唆する種類のものであり、また、現在まことに活然としているとはいえ、年齢的に人格がなお発達途上にあることを考慮すれば、罪業感や良心が今後自覚される可能性が全くないとはいえ、その自覚をとおしでの更正に希望を託するほかはない。この直面化には熟練した精神科医の接近法を要する。しかし、良心あるいは罪業感は一刃の刃であって、直面化の過程で、分裂病、重圧の抑うつ状態、解離性同一障害等の重篤な精神障害が生起する可能性もある。少年は今後これらの疾患の好発年齢に入る。さらに、少年に対して法を無視した制裁の危険も否定できない。以上の全てを考慮すれば 隔離状況で今後の精神的変化に対応できる環境での境遇が望ましい。」

そこで、被害感情について触れる。被害感情は、察するに余りある。当然のことながら厳しい。

殺害された小学校六年生の男児の両親とは、少年の両親は、未だ直接出会っていないが、殺害された小学校四年生の女児の両親とは、最近、弁護士立ち会いのもとで、直接謝罪しており、その際、小学校四年生の女児の両親は、「少年を見捨てることなく、少年に本件の責任を十分自覚させてください。再び同様の犯罪を繰返さないように、少年を十分指導監督してください。」と述べたが当裁判所は、少年及び少年の両親はこの亡くなった女児の両親の言葉に応える責任があると考え、いつの日か、少年が更生し、被害者・被害者の遺族に心から詫げる日の来ることを祈っている。

【処遇の勧告及び環境調整命令】

なお、本決定と同時に処遇機関に対して、個別処遇の一層の充実を図ること、収容期間は少年の十分な更生がなされるまでとすること、長期の収容による弊害が生じないよ
うできる限りの配慮をすること、少年の治療、教育には精神科医、臨床心理家等の専門
家によるスタッフで当たること等処遇に関する勧告を行った。

また、該当の保護観察所に対して、保護者及び家族に対して少年の更生に必要な援助
を直ちに開始すること、その援助には必要に応じて精神科医等の専門家を当てること、
少年院と緊密な連携を図ること等の措置を執るよう環境調整命令を発出した。